

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

～ご自身や大切な人を守るために～

本県においては、7月下旬以降、感染者数が増加、過去最多を更新し、第5波といえる状況にあります。感染者の増加にあわせ、病床占有率も増加し、8月5日時点で40.8%となっています。一方で、関係機関のご協力により病床確保やワクチン接種が進み、第4波の際のように、感染拡大の初期から重症者が増加し、重症者用病床占有率が急激に増加する状況にはいたっていませんが、このまま感染拡大が続くと、病床占有率がさらに上昇し、一般医療や救急医療体制との両立が困難となることが懸念されます。

また、感染力が強いといわれるデルタ株を含む L452R 変異株が7月下旬以降急激に増加、8月4日時点では検査したもののうち、72.9%が L452R 変異株に陽性となり、アルファ株からの置き換わりが進んでいると考えられます。

全国の状況を見ると、8月5日には感染者数が1万5千人を超え、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象地域は19都道府県に広がるなど、これまでにない感染拡大となっています。

こうした厳しい状況の中、夏季休業やお盆など人の移動が多い時期を迎えるとともに、生活文化圏を共有する愛知県においてまん延防止等重点措置が適用され、面的・広域的に対応する観点からも、県民の皆様と警戒感を共有し、集中的に取り組むため、「三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言」を発出いたします。

県としてもこれ以上の感染拡大を防ぐため、しっかりと対策に取り組んでまいります。県民の皆様におかれましても、これまでも「三重県指針」ver.12において対策をとっていただいていたところではありますが、これまでの経験をふまえ、今、必要と考えられる対策を重点的な5つに絞り、重ねてお願いをさせていただきますので、一緒に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「三重県緊急警戒宣言」を契機に、改めて対策に取り組んでいただくことで、感染を抑え込んでいきたいと考えています。

しかし、このまま感染拡大が続く、モニタリング指標において更に警戒すべきステージとなった場合には、人流を抑制し、何としても感染拡大を阻止するため、対象地域などを検討のうえ、飲食店への営業時間短縮要請など厳しい措置を躊躇なく実行してまいります。

そうした事態を招かず、第5波を小さく、短くするためにも引き続き一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年8月6日
三重県知事 鈴木 英敬

I 県民の皆様と一緒に取り組んでいただきたいお願い

以下について、県民の皆様、事業者の皆様、

令和3年8月6日(金)から8月31日(火)まで

を期間とし、お願いさせていただきます。

1. 県境を越える往来は避けて

- ・県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。**強化**
【特措法¹第24条第9項に基づく協力要請】
- ・県外への通勤・通学や出張などについても、可能な限り在宅勤務(テレワーク)やオンライン会議などにより、往来の機会の低減をお願いします。
- ・帰省や仕事などで、やむを得ず移動される場合は、移動の前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避けてください。

2. 大人数や長時間の飲食は避けて

- ・会食の場面では感染拡大のリスクが高まります。バーベキューやキャンプなど、屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。**強化** 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・普段一緒にいない人と飲食する場合は、会話の際にはマスクを着用してください。

3. 家庭内・職場内に「持ち込まない」、体調が悪い時には「広げない」

- ・普段から感染防止対策を徹底するとともに、少しでも体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避け、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。

4. 事業者の皆様へ

- ・事業者の皆様は、食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外や、夏季休業中の過ごし方なども含め、従業員に対し、感染防止対策について周知徹底してください。 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・小規模な福祉施設や通所事業所等においては、改めて感染防止対策を徹底いただき、「持ち込まない」「広げない」ための対策をお願いいたします。**強化**
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・飲食店の皆様は、感染防止対策の認証制度である みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の積極的な活用をお願いいたします。

5. 基本的な感染防止対策を改めて徹底

- ・感染を広げないために、密になる場面は回避するとともに、マスク着用、手指消毒など、基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法